

# 広域連携の仕組みと運用について

| 共同処理制度           | 制度の概要  | 運用状況(H22.7.1現在)   |
|------------------|--|---|
| 法人の設立を要しない簡便な仕組み | <p>協議会</p> <p>地方公共団体が、共同して管理執行、連絡調整、計画作成を行うための制度。</p>  | <p>○設置件数: 216件<br/>           ○主な事務: 小中学校の運営など教育関係79件(36.6%)、広域行政計画等の策定など地域開発計画72件(33.3%)、環境衛生19件(8.8%)</p>           |
|                  | <p>機関等の共同設置</p> <p>地方公共団体の委員会又は委員、行政機関、長の内部組織等を複数の地方公共団体が共同で設置する制度。</p>                                  | <p>○設置件数: 395件<br/>           ○主な事務: 介護区分認定審査132件(33.4%)、公平委員会112件(28.4%)、障害区分認定審査102件(25.8%)</p>                     |
|                  | <p>事務の委託</p> <p>地方公共団体の事務の一部の管理・執行を他の地方公共団体に委ねる制度。</p>   | <p>○委託件数: 5,264件<br/>           ○主な事務: 公平委員会1,111件(21.1%)、住民票写し等の交付1,089件(20.7%)、競艇853件(16.2%)</p>                    |
| 別法人の設立を要する仕組み    | <p>一部事務組合</p> <p>地方公共団体が、その事務の一部を共同して処理するために設ける特別地方公共団体。</p>   | <p>○設置件数: 1,572件<br/>           ○主な事務: ごみ処理399件(25.4%)、し尿処理355件(22.6%)、消防284件(18.1%)、救急282件(17.9%)、火葬場223件(14.2%)</p> |
|                  | <p>広域連合</p> <p>地方公共団体が、広域にわたり処理することが適当であると認められる事務を処理するために設ける特別地方公共団体。国又は都道府県から直接に権限や事務の移譲を受けることができる。</p> | <p>○設置件数: 115件<br/>           ○主な事務: 後期高齢者医療48件(41.7%)、介護保険47件(40.9%)、障害者福祉32件(27.8%)、広域行政計画等の策定22件(19.1%)</p>        |

(注1) 法人の設立については、特別地方公共団体の新設に係るものであり、総務大臣又は都道府県知事の許可を要するものとされている。

(注2) 地方開発事業団、役場事務組合及び全部事務組合については、地方自治法の一部を改正する法律(平成23年法律第35号)により廃止。なお、同改正法の施行時(平成23年8月1日)に現に設けられている地方開発事業団(新産業都市建設事業団(青森県))については、なお従前の例によることとされている。

# 協議会の制度概要

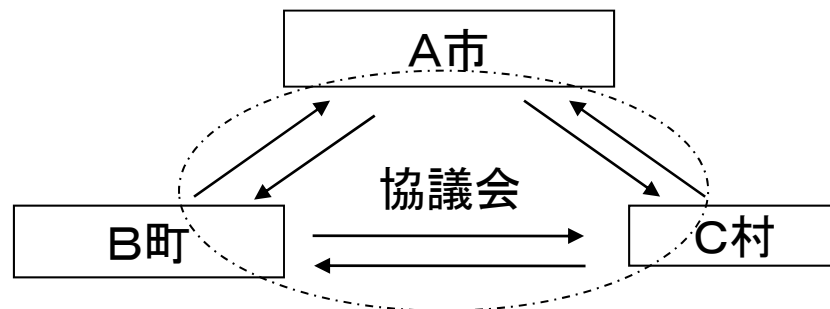
## ① 根拠法令

地方自治法第252条の2～第252条の6

## ② 制度の概要

協議会は、普通地方公共団体の協議により定められる規約で設置される組織であるが、法人格を有せず、協議会固有の財産又は職員を有さない。

協議会には、①事務を共同して管理執行するための「管理執行協議会」、②関係普通地方公共団体間の連絡調整のための「連絡調整協議会」、③広域にわたる総合的な計画を共同で作成するための「計画作成協議会」の3種類がある。



## ③ 財源

協議会の経費は、関係普通地方公共団体が負担・支弁し、その方法は規約で定める。

## ④ 制度活用実績

(平成22年7月1日現在)

|      | 教育 | 地域開発計画 | 環境衛生 | その他 | 合計  |
|------|----|--------|------|-----|-----|
| 協議会数 | 79 | 72     | 19   | 82  | 252 |

# 機関等の共同設置の制度概要

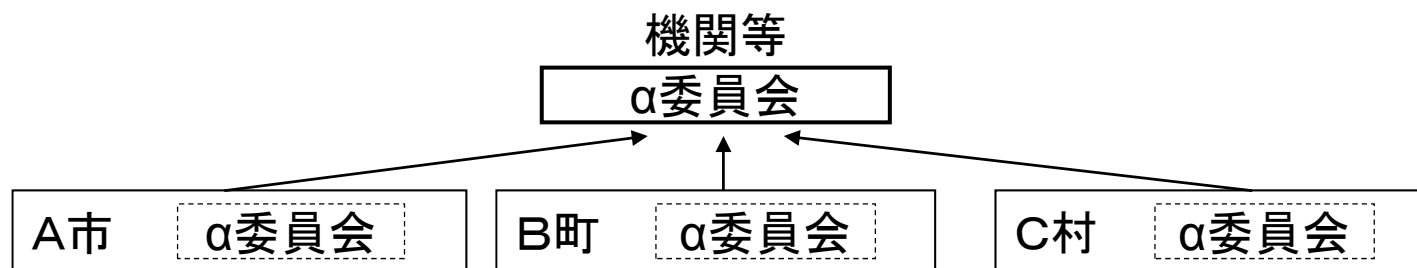
## ① 根拠法令

地方自治法第252条の7～第252条の13

## ② 制度の概要

機関等の共同設置は、普通地方公共団体の委員会又は委員、行政機関、長の内部組織等を普通地方公共団体の協議により定められる規約で、共同して設置するものである。

共同設置された機関等は、各地方公共団体の共通の機関等としての性格を有し、共同設置した機関等による管理・執行の効果は、関係普通地方公共団体が自ら行ったことと同様に、それぞれの普通地方公共団体に帰属する。



## ③ 財源

機関等の共同設置に要する経費は、関係普通地方公共団体が負担し、規約で定める普通地方公共団体の歳入歳出予算に計上して支出する。

## ④ 制度活用実績

(平成22年7月1日現在)

|      | 厚生福祉 | 教育 | その他 | 合計  |
|------|------|----|-----|-----|
| 設置件数 | 250  | 18 | 127 | 395 |

# 事務の委託の制度概要

## ① 根拠法令

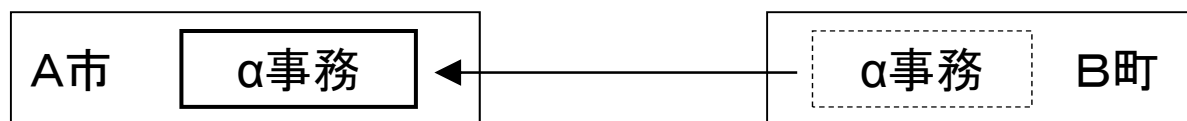
地方自治法第252条の14～第252条の16

## ② 制度の概要

事務の委託は、普通地方公共団体の事務の一部の執行管理を、他の普通地方公共団体に委ねる制度である。

普通地方公共団体は、協議により規約を定め、事務を委託する。

事務を受託した普通地方公共団体が当該事務を処理することにより、委託した普通地方公共団体が、自ら当該事務を管理執行した場合と同様の効果を生ずる。当該事務についての法令上の責任は、受託した普通地方公共団体に帰属することになり、委託した普通地方公共団体は、委託の範囲内において、委託した事務を執行管理する権限を失うことになる。



## ③ 財源

委託事務に要する経費は、すべて、委託をした普通地方公共団体が受託をした普通地方公共団体に対する委託費として予算に計上し、負担すべきその経費の支弁の方法は規約の中で定める。

## ④ 制度活用実績

(平成22年7月1日現在)

|      | 環境衛生 | 防災  | 厚生福祉 | その他   | 合計    |
|------|------|-----|------|-------|-------|
| 委託件数 | 547  | 348 | 259  | 4,110 | 5,264 |

# 一部事務組合の制度概要

## ① 根拠法令

地方自治法第284条～第291条

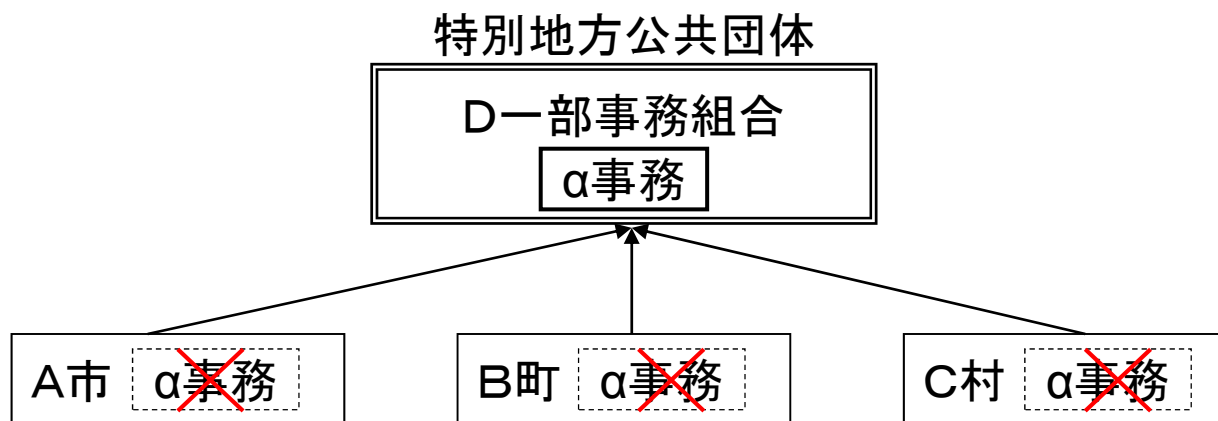
## ④ 設置数

1,572(構成団体:延べ10,082団体) ※H22.7.1現在

## ② 制度の概要

一部事務組合は、普通地方公共団体がその事務の一部を共同して処理するために、協議により規約を定め、構成団体の議会の議決を経て、都道府県が加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を得て設ける特別地方公共団体である。(地方公営企業の事務を共同処理するものを「企業団」という。)

一部事務組合が成立すると、共同処理するとされた事務は、構成団体の権能から除外され、一部事務組合に引き継がれる。組合内の構成団体につき、その執行機関の権限に属する事項がなくなったときは、その執行機関は消滅する。



## ③ 財源

①負担金 ②手数料 ③その他(地方債など) ※税による収入はなし。交付税は、構成団体に対して交付。

# 広域連合の制度概要

## ① 根拠法令

地方自治法第291条の2～第291の13  
(平成6年の法改正により創設)

## ④ 設置数

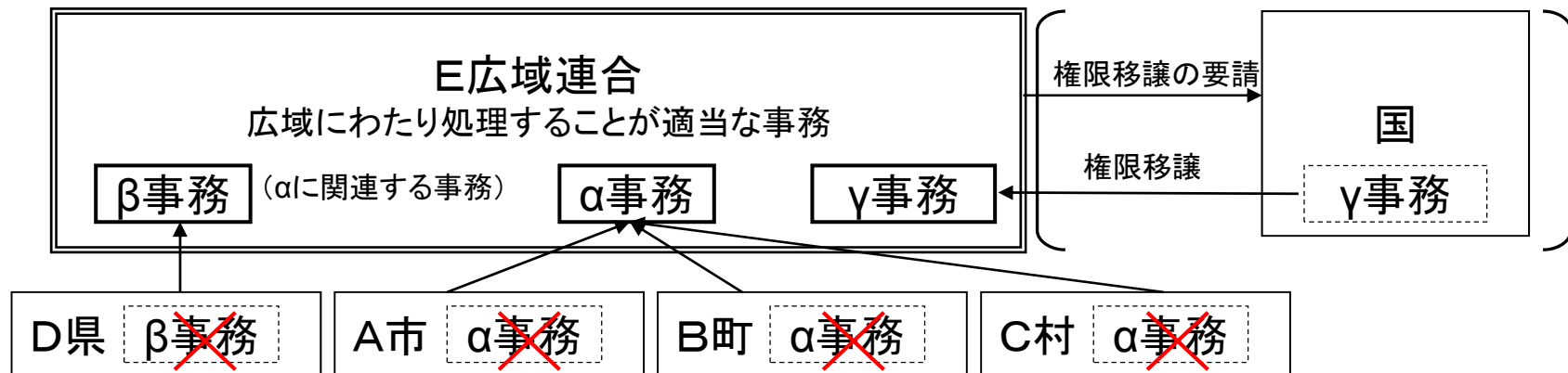
115(構成団体:延べ2,289団体) ※H22.7.1現在

## ② 制度の概要

広域連合は、地方公共団体が広域にわたり処理することが適当な事務に関し、広域計画を作成し、必要な連絡調整を図り、及び事務の一部を広域にわたり総合的かつ計画的に処理するために、協議により規約を定め、構成団体の議会の議決を経て、都道府県が加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を得て設ける特別地方公共団体である。

一部事務組合と比較し、国、都道府県等から直接に権限等の移譲を受けることができることや、直接請求が認められているなどの違いがある。

広域連合が成立すると、共同処理するとされた事務は、構成団体の権能から除外され、広域連合に引き継がれる。広域連合内の構成団体につき、その執行機関の権限に属する事項がなくなったときは、その執行機関は消滅する。



## ③ 財源

①負担金 ②手数料 ③その他(地方債など) ※税による収入はなし。交付税は、構成団体に対して交付。

## 一部事務組合と広域連合の主な相違点

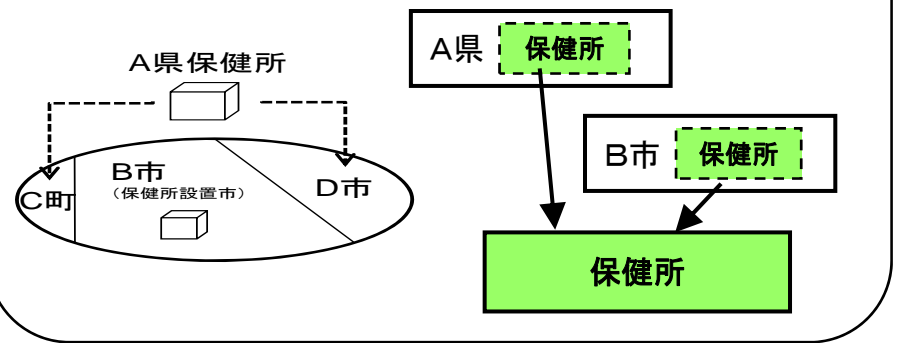
| 区 分        | 一部事務組合   | 広域連合  |
|------------|--|---|
| 団体の性格      | ・特別地方公共団体  | ・同左   |
| 構成団体       | ・都道府県、市町村及び特別区<br>・複合的一部事務組合は、市町村及び特別区のみ                                 | ・都道府県、市町村及び特別区  |
| 設置の目的等     | ・構成団体又はその執行機関の事務の一部の共同処理   | ・多様化した広域行政需要に適切かつ効率的に対応するとともに、国からの権限移譲の受入れ体制を整備する。  |
| 処理する事務     | ・構成団体に共通する事務<br>・複合的一部事務組合の場合は、全市町村に共通する事務である必要はない                       | ・広域にわたり処理することが適当である事務<br>・構成団体間で同一の事務でなくてもかまわない   |
| 国等からの事務移譲等 | -  | ・国又は都道府県は、その行政機関の長（都道府県についてはその執行機関）の権限に属する事務のうち広域連合の事務に関連するものを、当該広域連合が処理することとすることができる。<br>・都道府県の加入する広域連合は国の行政機関の長に（その他の広域連合は都道府県に）、国の行政機関の長の権限に属する事務の一部（その他の広域連合の場合は都道府県知事の事務の一部）を当該広域連合が処理することとするよう要請することができる。 |
| 構成団体との関係等  | -  | ・構成団体に規約を変更するよう要請することができる。<br>・広域計画を策定し、その実施について構成団体に対して勧告が可能。なお広域計画は、他の法定計画と調和が保たれるようにしなければならない。<br>・広域連合は、国の地方行政機関、都道府県知事、地域の公共的団体等の代表から構成される協議会を設置できる。   |
| 設置の手續      | ・関係地方公共団体が、その議会の議決を経た協議により規約を定め、都道府県の加入するものは総務大臣、その他のものは都道府県知事の許可を得て設ける。 | ・同左（ただし、総務大臣は、広域連合の許可を行おうとするときは、国の関係行政機関の長に協議）  |
| 直接請求       | ・法律に特段の規定はない。  | ・普通地方公共団体に認められている直接請求と同様の制度を設けるほか、広域連合の区域内に住所を有する者は、広域連合に対し規約の変更について構成団体に要請するよう求めることができる。   |
| 組織         | ・議会—管理者（執行機関）<br>・複合的一部事務組合にあつては、管理者に代えて理事会の設置が可能<br>・公平委員会、監査委員は必置      | ・議会—長（執行機関）<br>・公平委員会、監査委員、選挙管理委員会は必置   |
| 議員等の選挙方法等  | ・議会の議員及び管理者は、規約の定めるところにより、選挙され又は選任される。                                   | ・議会の議員及び長は、直接公選又は間接選挙による。   |

# 行政機関等の共同設置のイメージ

地方公共団体が事務をより適切かつ効率的に処理することができるようにするため、共同設置できる対象を現行の「機関(委員会又は委員)及び職員」に加え、「行政機関、議会事務局(その内部組織)、長の内部組織、委員会又は委員の事務局(その内部組織)、議会の事務を補助する職員」にも拡大。

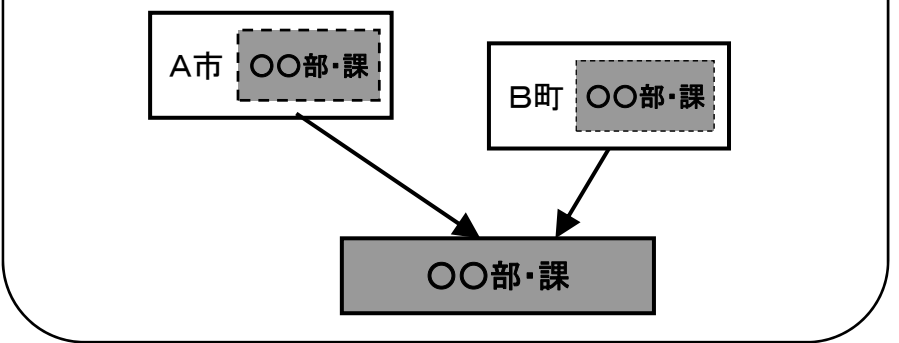
## 行政機関の設置例

都道府県の保健所の管轄区域が、飛び地等となっている場合に、A県とB市で保健所を共同設置。



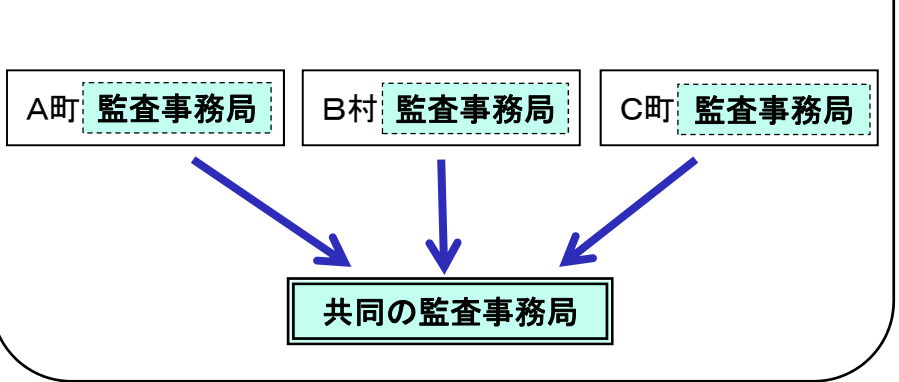
## 内部組織の設置例

税務課や会計課などの内部組織をA市とB町で共同設置。



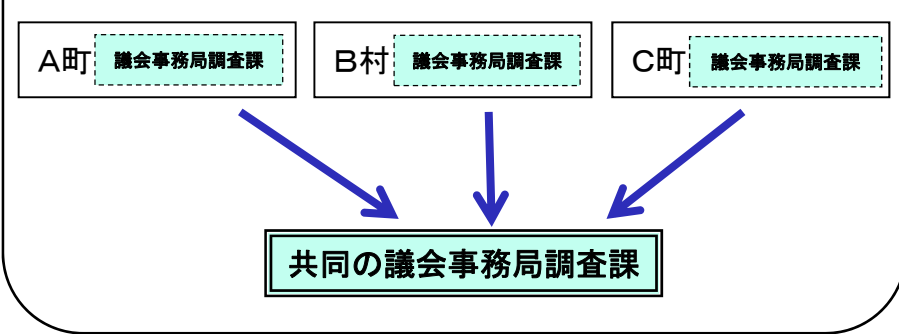
## 委員会又は委員の事務局の設置例

監査委員事務局をA町、B村及びC町で共同設置。



## 議会事務局の設置例

議会事務局(法制担当)をA町、B村及びC町で共同設置。





# 共同処理制度の比較

## 一部事務組合 広域連合

- 設置等の協議については、構成団体の議会の議決を経る必要がある。
- 設置には総務大臣又は都道府県知事の許可を要する。
- 法人格を有する。
- 一部事務組合・広域連合によって処理することとされた事務は、各構成団体において処理すべき事務でなくなる。
- 一部事務組合・広域連合は条例等の制定権を有する。

## 事務の委託

- 委託等の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経る必要がある。
- 委託したときは総務大臣又は都道府県知事への届出を要する。
- 委託することとされた事務は、委託した地方公共団体において処理すべき事務でなくなる。
- 規約において、委託した地方公共団体に対する管理・執行に係る情報提供等について規定することは可能である。
- 別に規約で定めるものを除き、受託した地方公共団体は、当該地方公共団体の条例等により事務を処理する。

## 機関等の共同設置

- 設置等の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経る必要がある。
- 設置したときは総務大臣又は都道府県知事への届出を要する。
- 共同処理することとされた事務は、引き続き各関係地方公共団体において処理すべき事務である。
- それぞれの関係地方公共団体の条例等により事務を処理する。

## 協議会 (管理執行協議会)

- 設置等の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経る必要がある。
- 設置したときは総務大臣又は都道府県知事への届出を要する。
- 法人格を有しない組織を有する。
- 共同処理することとされた事務は、引き続き各関係地方公共団体において処理すべき事務である。(各関係地方公共団体の長等の名において事務を管理執行。)
- いずれの関係地方公共団体の条例等により事務を処理することとするかは、規約により定める。